

三重県地方創生・SDGs推進本部設置要綱

(設置)

第1条 庁内部局間の連携を確保し、三重県人口ビジョン、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及びSDGsに資する取組の推進を図るために、三重県地方創生・SDGs推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 三重県人口ビジョン及び三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (2) 市町人口ビジョン及び市町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定支援等に関すること。
- (3) 三重県、県内市町、企業及び団体等のSDGsに資する取組の推進に関すること。
- (4) その他地方創生及びSDGsに関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 推進本部には、必要に応じて部会を置くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、戦略企画部副部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 5 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。

- (1) 推進本部に提案する事項
 - (2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項
- 6 幹事会には、必要に応じてワーキング部会を置くことができる。

(幹事会の運営)

第7条 幹事長は、会務を総理する。

- 2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、戦略企画部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
	危機管理統括監
本部員	防災対策部長
	戦略企画部長
	戦略企画部東京事務所長
	総務部長
	医療保健部長
	子ども・福祉部長
	環境生活部長
	環境生活部廃棄物対策局長
	地域連携部長
	地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長
	地域連携部南部地域活性化局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	雇用経済部観光局長
	県土整備部長
	県土整備部理事
	会計管理者兼出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
	教育長
警察本部長	

別表 2

幹事長	戦略企画部副部長
幹事	防災対策部防災対策総務課長
	戦略企画部戦略企画総務課長
	戦略企画部政策提言・広域連携課長
	総務部総務課長
	医療保健部医療保健総務課長
	子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
	環境生活部環境生活総務課長
	地域連携部地域連携総務課長
	農林水産部農林水産総務課長
	雇用経済部雇用経済総務課長
	県土整備部県土整備総務課長
	出納局副局長兼出納総務課長
	企業庁企業総務課長
	病院事業庁県立病院課長
	教育委員会事務局教育総務課長
警察本部警務課企画室長	